

# 第1回 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 事項書

日時:平成31年3月26日(火) 13:00 ~

場所:吉田山会館 第206会議室

## 1 開会

## 2 議事

(1) 産業廃棄物条例部会長の選任について

(2) 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正のあり方について

(3) 産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直しについて

## 3 その他

## 4 閉会

### 配布資料一覧

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | 三重県環境審議会産業廃棄物条例部会委員名簿                             |
| 資料2   | 諮問書及び諮問内容説明資料                                     |
| 資料3   | 環境保全に関する主な法令と三重県条例等                               |
| 資料4   | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(パンフレット)                   |
| 資料5   | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の運用上の課題等                   |
| 資料6-1 | 合意形成のあり方に関する検討の背景及び改正の目的                          |
| 資料6-2 | 合意形成のあり方に関する論点と考え方                                |
| 資料6-3 | 現行条例(要綱)の産業廃棄物処理施設設置に関する手続きフロー                    |
| 資料6-4 | 集団的合意形成手続及び個別的合意形成手続フロー(案)                        |
| 資料7   | 今後のスケジュール(案)                                      |
| 参考資料1 | 三重県環境審議会条例  |
| 参考資料2 | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例・規則二段表                     |
| 参考資料3 | 三重県産業廃棄物処理指導要綱                                    |
| 参考資料4 | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の施行状況                      |
| 参考資料5 | 三重県の産業廃棄物の処理状況                                    |
| 参考資料6 | 優良産廃処理業者認定制度(環境省パンフレット)                           |
| 参考資料7 | 環境省通知(平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号) |

## 三重県環境審議会 産業廃棄物条例部会委員

氏 名	所属・役職
いわさき やすひこ 岩 崎 恭彦	三重大学人文学部 准教授
かわもと いちこ 川本 一子	三重弁護士会推薦弁護士
きたみ こうすけ 北見 宏介	名城大学法学部 准教授
ますざわ ようこ 増沢 陽子	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授

(50 音順 敬称略)

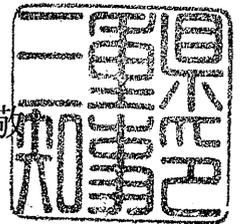
環生第18-254号

三重県環境審議会

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）を改正するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年1月30日

三重県知事 鈴木英 敬



## 諮 問 理 由

本県では、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的に「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年三重県条例第41号）」（以下「条例」という。）を制定し、平成21年4月から施行しています。

条例では、排出事業者責任の徹底、土地所有者等の責務、産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮、産業廃棄物処理状況の透明化など、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図ってきました。

条例の施行開始後10年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、条例を改正する必要があることから、その改正のあり方について貴審議会に意見を求めるものです。

## 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の改正について

### 1 目的

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号）」（以下「条例」という。）について、施行開始後 10 年が経過し、この間に明らかになった運用上の課題等に対応するため、2020 年 4 月公布を目途に、必要な規定の追加や改正を行います。

### 2 現行条例の主な規定

現行条例では、制定当時の法律や条例あるいは監視体制の整備だけでは十分に対応することができない課題を解消するため、以下のような規定を設けています。

#### <主な規定>

第 7 条 処分を委託する場合の確認等【排出事業者責任の徹底】

第 9～10 条 県内搬入に係る届出【県外から搬入される産業廃棄物の安全性の確認】

第 13～15 条 土地の適正管理、問題発生時の借地人等への中止の請求等、改善措置への協力【土地所有者等の管理責任の明確化】

第 16 条 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等【施設設置に対する住民の不安感の解消】

第 18 条/第 19 条 産業廃棄物の処理状況の報告等/行政処分等の公表【処理状況等の透明性の確保】

#### <参考資料>

資料 4、資料 5

### 3 主な課題と改正の方向性

#### （1）産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続（第 16 条）

##### ①現状

現行条例では、産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成の在り方について、「知事は、（中略）その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする」（第 16 条）と規定し、地域住民の同意取得、関係機関との事前協議等の具体的な手続きを三重県産業廃棄物処理指導要綱で定めています。

#### <三重県産業廃棄物処理指導要綱の主な規定>

第 8 条 地域住民の同意

第 9 条 同意取得手続き

第 12 条 事前協議会（県・市町都市計画担当課、消防署等）

#### <参考資料>

資料 6

## ②運用上の課題

現行条例では、処理施設設置者に同意取得や事前協議の実施など、義務を課し権利を制限する規定を条例本則ではなく要綱に委任する形で定め、また、合意形成を図るための唯一の方法として同意取得を定めており、地方自治法上の規定に抵触する可能性が指摘されています。

また、処理施設設置者が地域住民に事業計画を周知する方法を設置者に委ねており、地域住民にとって十分な周知がなされていない可能性があります。

## ③改正の方向性

- ・地方自治法上の課題を解消するため、義務を課し権利を制限する規定を要綱に委任している形及び合意形成を図る方法を見直します。
- ・地域住民に事業計画を周知する具体的な方法を規定します。

## (2) 優良な産業廃棄物処理業者の育成に向けた改正（第7条、第9～10条）

### ①現状

2010年（平成22年）の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準を満たした優良な産業廃棄物処理業者（優良認定処理業者）を認定する制度が創設されました。また、同改正により、排出事業者に対し、委託先の処理状況の現地確認等の努力規定も設けられましたが、優良認定処理業者に委託する場合は、現地確認の省略を可能とする旨の運用通知が国から発出されています。

こうした中、現行条例では、排出事業者が産業廃棄物の処分を許可業者に委託するときは、1年に1度、委託業者の処理能力を現地に確認し、その状況を記録することを義務付けています（第7条）。

また、県外の排出事業者が県内許可業者に一定量以上の産業廃棄物の処分を委託するときは、県への届出を課しています（第9～10条）。

### ②運用上の課題

本県では優良認定の有無にかかわらず、条例の規制を一律に適用していますが、産業廃棄物の適正処理をより一層確保していくうえでは、優良な産業廃棄物処理業者の育成や、その活用を促進する仕組みが必要です。

### ③改正の方向性

- ・県内処理業者の優良化を促進するため、排出事業者が優良認定処理業者に処分を委託する場合の現地確認を省略可能とする規定を追加するなど、処理業者の優良認定取得のためのインセンティブを与える規定を追加します。

### (3) 建設系廃棄物の適正処理に係る配慮義務等（新規、第13～15条）

#### ①現状

廃棄物処理法の累次の改正や現行条例の制定により、排出事業者責任の徹底、不法投棄対策の徹底、再生利用の促進等を図ってきたところですが、近年においても不法投棄等の不適正な処理が発生しています。

本県における不法投棄の発生件数・発生量は近年、増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占めています。

#### 新たに確認された不法投棄事案の推移

年 度	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
発生件数 (数量 (t))	14 (623)	19 (493)	31 (6,811)	41 (2,290)	48 (467)
うち建設系 廃棄物	10 (619)	13 (450)	20 (6,790)	27 (2,272)	39 (421)

#### ②運用上の課題

県内における不適正処理の要因としては、排出事業者や処理業者の法令遵守意識の欠如のほか、

- ・ 仲介業者、下請業者、孫請業者など重層的な下請構造がある建設工事（解体工事）における元請業者の排出事業者責任の希薄化
- ・ 発注者の適正な廃棄物処理に要する費用負担に対する意識不足
- ・ 土地所有者等の不適切な関与（責任の希薄化）

などが挙げられ、現行の法や条例の規定では十分に対応することができません。

#### ③改正の方向性

- ・ 建設工事（解体工事）における元請業者の排出事業者責任の徹底や発注者の廃棄物処理に対する意識向上を図るための規定を追加することを検討します。
- ・ 土地所有者等の管理責任のあり方を検討し、現行条例の土地所有者等の責務・義務規定の強化を検討します。

#### (4) その他

現行条例第19条に基づく行政処分等の公表期間の明確化を検討するほか、関係法令の改正等に伴う所要の改正を行います。

#### 4 スケジュール（案）

2019年1月	環境審議会へ諮問
2019年3月～5月	環境審議会産業廃棄物条例部会での検討
2019年6月	中間案パブリックコメント
2019年8月	環境審議会産業廃棄物条例部会での最終検討
2019年11月	環境審議会（最終案、答申）
2020年2月	県議会への議案提出
2020年4月	改正条例の公布
2020年7月以降	改正条例の施行



# 三重県

# 産業廃棄物の適正な処理の 推進に関する条例

(平成21年4月1日施行)



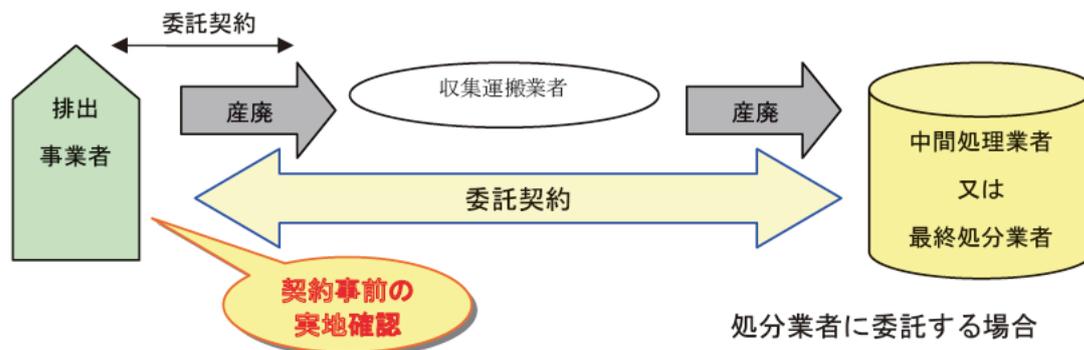
三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定め、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の皆さんの現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的として、この条例を制定しました。

# 1 産業廃棄物を排出する事業者の皆様へ

- ・産業廃棄物の処分を委託する場合、委託先の許可保有状況、能力等を確認してください。
- ・産業廃棄物の発生場所以外で保管する場合は、県に届け出てください。

## (1) 処分を委託する場合の確認等（第7条）

- ・事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者（注1）に委託しようとするときは、委託しようとする処分業者が、その産業廃棄物を処分するための**能力を現に有していることを確認**してください。
- ・また、確認した事項を**記録し、5年間保存**しておかなければなりません。その確認をした日から一年を経過した日以後、引き続き同じ処分業者に委託しようとするときも同様です。



（注1：産業廃棄物処分業者とは、産業廃棄物の中間処理や最終処分について、許可を受けて行う事業者をいいます。）

- ・処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、その処分業者への搬入の停止など、必要な措置を講じた上、不適正な処分の状況や講じた措置の内容を**県に報告**してください。

## (2) 産業廃棄物の保管場所に係る届出（第8条）

事業活動に伴って生じた産業廃棄物をその産業廃棄物が生じた工場や解体作業現場等以外の場所（県の区域内に限ります。）で保管するときは、**保管を開始する日までに**、その産業廃棄物の保管場所について、下記の事項を**届け出**てください。

- ◆ 保管場所の所在地、面積、土地所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ◆ 産業廃棄物の種類及び数量
- ◆ 産業廃棄物の保管の方法
- ◆ 保管場所の使用開始予定年月日

<適用除外>

ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。

- ◆ 保管場所の面積が100㎡に満たないとき。
- ◆ 産業廃棄物処理施設（注2）が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。
- ◆ 4日以内の保管をするとき（例えば、金曜日に産業廃棄物の保管を始め、月曜日までにその場所から全ての産業廃棄物を搬出する場合などです）。
- ◆ PCB特別措置法第8条の届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。
- ◆ 自動車リサイクル法で規定する関連事業者（注3）が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。

・届出事項に変更があった場合や、保管場所の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を県に**届け出**てください。

### （3）保管場所に係る届出違反に対する罰則（第26条）

・保管場所の届出を行わなかった場合は**10万円以下の罰金**、変更・廃止の届出を行わなかった場合は科料に処されます。

（注2：ここでいう産業廃棄物処理施設とは、産業廃棄物の破碎や焼却などを行うための、廃棄物処理法で定められた一定規模以上の処理能力を備えている施設をいいます。）

（注3：自動車リサイクル法で規定する関連事業者とは、使用済自動車の引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいいます。）

## 2 三重県内に産業廃棄物を搬入して処分しようとする県外排出事業者の皆様へ

**事前に搬入の内容を届け出てください。**

### （1）県内搬入に係る届出（第9条第1項、第10条第1項）

県外で生じた産業廃棄物を県内で処分するため、搬入しようとするときは、搬入する日の**15日前までに**、搬入する産業廃棄物の種類、数量、処分の方法及び期間等について、県に**届け出**てください。

また、届出事項に変更があった場合も変更しようとする日の15日前までの**変更届**が必要です。

### （2）指定特別管理産業廃棄物に係る届出（第9条第2項、第10条第2項）

廃棄物処理法に規定する**特定有害産業廃棄物のうち廃石綿等以外の特定有害産業廃棄物**（「指定特別管理産業廃棄物」といいます。注4）などを県内で処分するため、搬入しようとするときは、その搬入する日の**20日前までに**、搬入する指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間等を県に**届け出**てください。

また、届出事項に変更があった場合も、変更しようとする日の20日前までの**変更届**が必要です。

### （3）勧告及び公表（第11条）

・県は、（1）又は（2）の届出に係る産業廃棄物について、不適正な処分が県内で行われるお

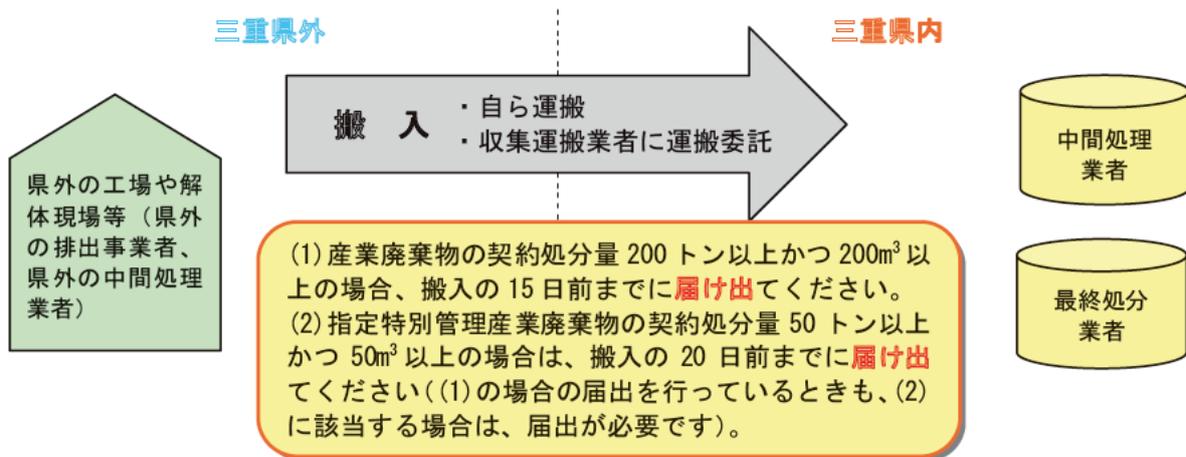
それがあある場合は、届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを**勧告**する場合があります。

また、勧告を受けた県外排出事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨及び勧告の内容並びに当該県外排出事業者の**氏名又は名称を公表**する場合があります。

- ・ 県は、県外排出事業者が（１）又は（２）の届出を行わないで産業廃棄物を県内へ搬入したときは、氏名等を**公表**することがあります。

#### （４）指定特別管理産業廃棄物に係る報告等（第12条）

- ・ 県は、（２）の届出があったときは、速やかにその内容をその指定特別管理産業廃棄物の処分が行われる場所の所在する**市町長に通知**します。
- ・ 届出等の内容はその届出等に関する事務を取り扱う地域機関で閲覧することができます。



（注 4：指定特別管理産業廃棄物とは、下記の産業廃棄物をいいます。）

○廃ポリ塩化ビフェニル等：廃PCB、PCBを含む廃油

○PCB汚染物：産業廃棄物のうち、PCBが染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず、PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが付着し、又は封入された廃プラスチック類、金属くず、PCBが付着した陶磁器くず、がれき類

○PCB処理物：廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもので、所定の基準を満たさないもの

○鉱さい：環境省令で定める判定基準\*に適合しないもの

○その他

- ・ 政令で定められた一定の施設から排出される、環境省令で定める判定基準\*に適合しない、ばいじん、燃え殻、廃酸、廃アルカリ、汚泥又はこれらの処理物

- ・ 輸入廃棄物の焼却炉から発生したばいじん、燃えがら、排ガス洗浄汚泥又はこれらの処理物等

○廃油（廃溶剤）：政令で定められた一定の施設から排出される、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン（いずれも廃溶剤に限る。濃度に関わらない。）又はこれらの処理物

○指定下水道汚泥

\* 環境省令で定める判定基準：三重県環境森林部のホームページからご覧いただけます。

「三重の環境と森林」→「条例と要綱」をクリック→「資源循環・廃棄物」をクリック

→「解説」→「産業廃棄物処理の手引き」の7ページに掲載しています。

### 3 三重県内で産業廃棄物処理施設等を設置しようとする皆様へ（産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ中間処理業者、最終処分業者が対象）

**法手続や設置工事の前に、県に事前協議を行ってください。**

産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等（第16条）

- ・ 県は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めます。
- ・ 県内で産業廃棄物処理施設等を設置しようとする場合など、産業廃棄物処理業者の方は、県の定める「産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、必要な事前協議や同意取得等の手続を行ってください。

### 4 三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ皆様へ（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者が対象）

- ・ **毎年度の産業廃棄物の処理の実績について、県に報告してください。**
- ・ **報告を怠った場合は、氏名等を公表します。（平成22年4月1日～）**

（1）産業廃棄物の処理状況等の報告等（第18条）

- ・ 三重県の産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ方は、前年度に処理した産業廃棄物の種類、数量や、処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地等について、**毎年、6月30日までに県に報告**してください。

また、報告の内容は閲覧することができます。

- ・ 産業廃棄物処理業者が報告をしないときは、その産業廃棄物処理業者の氏名や産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号等について、公表することができます。

（2）罰則（第26条）

虚偽の報告を行った場合は、**10万円以下の罰金**に処されます。

### 5 三重県内の土地を所有する皆様へ

（県内の土地を所有、管理、占有する人が対象。県外在住者も含む）

- ・ **土地の適正な管理に努めてください。**
- ・ **自分の所有、管理等している土地で土地の利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、県に通報してください。**

（1）土地所有者等の責務（第6条）

県内の土地で産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、土地を所有、管理等する方（土地所有者等）は、土地の適正な管理に努めてください。

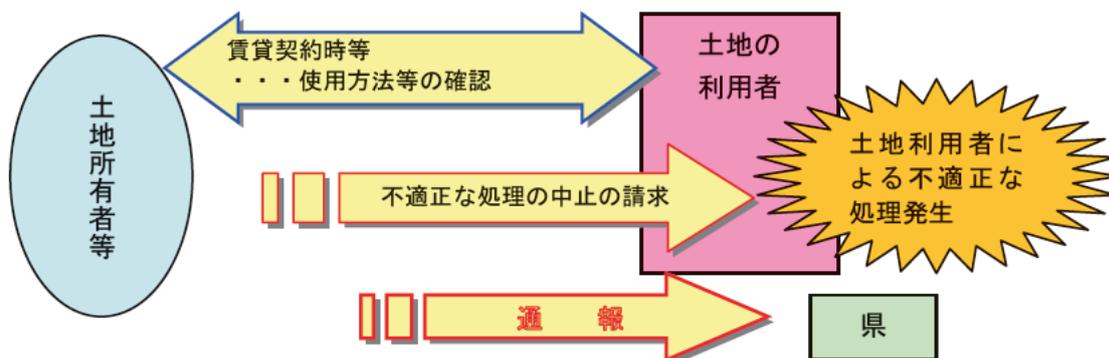
（2）所有地等の使用方法等の確認（第13条）

土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させたり、管理させたりする場合で、その土地に産業廃棄物が搬入されることが予想される場合は、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、あらかじめ、その土地の**使用方法を確認**し、その**使用の状況を確認**するよう努めなければなりません。

### (3) 不適正な処理が行われた場合の措置 (第14条)

土地所有者等は、所有地等でその土地の利用者が産業廃棄物の不適正な処理を行ったことを知ったときは、その土地の利用者に対し、不適正な処理の中止を請求するよう努めてください。

また、不適正な処理が行われている旨を速やかに**県に通報**してください。



### (4) 生活環境保全上の支障の除去等への協力 (第15条)

土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処分による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、処分者、排出事業者等又は県が講ずる**措置に協力**(注5)してください。

(注5：協力とは、たとえば、測量、産業廃棄物の撤去、ボーリング調査その他の作業のための土地の利用に御協力いただくことです。)

## 6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者の皆様へ (県内で PCB 廃棄物を保管する事業所が対象)

**PCB 廃棄物の紛失や、破損等の事故が発生した場合は、直ちに回収等の措置を講じるとともに、速やかに県に届け出てください。**

### (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等 (第20条)

PCB 廃棄物を県内で保管する事業者の方は、保管中の PCB 廃棄物を紛失したときには、**直ちに紛失の状況について調査**し、紛失した PCB 廃棄物を**回収する措置**を講じてください。

### (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等 (第21条)

PCB 廃棄物を保管する事業者は、PCB 廃棄物を保管する施設の故障、破損などの事故により、PCB 廃棄物が飛散、流出、地下に浸透して生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について**応急の措置**を講じ、かつ、**速やかに復旧**するよう努めてください。

また、この場合、**直ちに**その事故の状況を県に**通報**しなければなりません。

### (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等 (第22条)

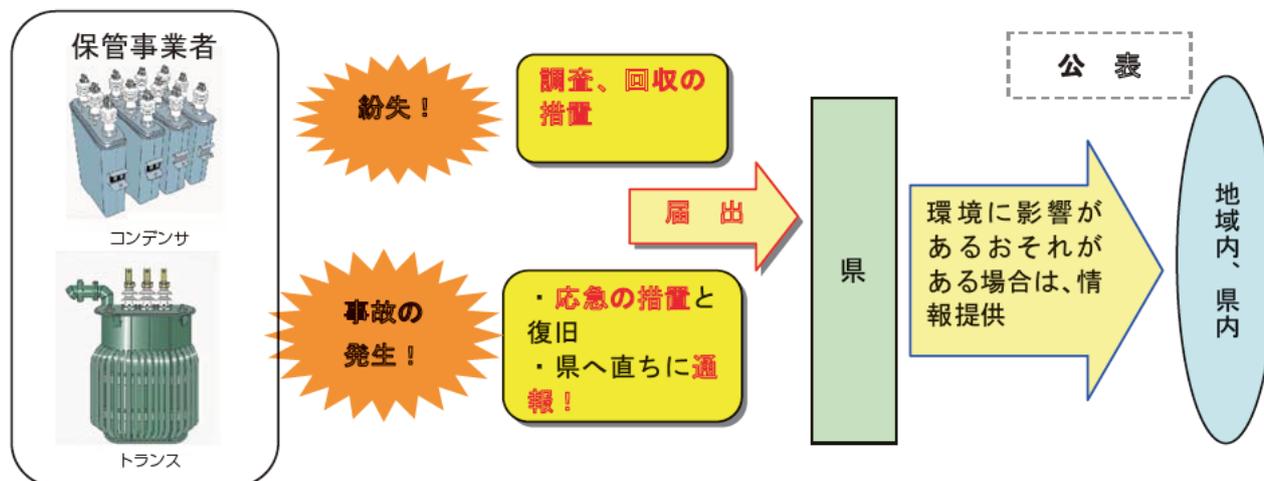
・保管中の PCB 廃棄物の紛失や事故があった場合は、紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講じるとともに、紛失や事故時の状況や、再発防止のための必要な措置などについて、県に**届け出**なければなりません。

・県は、紛失や事故の届出があったときは、**届出の内容を公表**することがあります。

・県は、届出があったときは、紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知します。

#### (4) 罰則 (第25条)

届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合は、**20万円以下の罰金**に処されます。



## 7 その他

### 1 行政処分等の公表 (第19条)

・県は、下記の**行政処分**を行った場合は、その内容を県のホームページ等で**公表**します。

- 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の違法な交付に関する命令
- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令
- 産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業の業許可取消
- 産業廃棄物処理施設の改善命令や施設の使用停止命令
- 産業廃棄物処理施設許可取消
- 基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合の改善命令
- 原因者、排出事業者等に対する措置命令
- 土地の形質変更に関する措置命令

・また、県は、改善命令に係る改善措置等の報告があったときはその内容を公表する場合があります。

### 2 報告及び検査等 (第23条、第26条)

#### (1) 報告及び検査 (第23条)

県は、この条例の施行に関して、排出事業者や産業廃棄物処理業者、県外から産業廃棄物を搬入する事業者若しくはPCBを保管する事業者に対し、産業廃棄物の保管や処理の方法、その他必要な事項に関し**報告**を求める場合があります。また、三重県職員が上記の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を**検査**する場合があります。

#### (2) 罰則 (第26条)

事業者等が (1) で求められた報告をしなかったり、虚偽の報告をしたり、検査を拒否、妨害、忌避したりした場合は、**10万円以下の罰金**に処されます。

### 3 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取 (第17条)

県は、不適正に処分された産業廃棄物による生活環境の保全に関する支障の除去等を原因者等に命じる場合は、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くこととしています。

## 『三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例』の概要

第1章 総則（第1条～第6条）	第1条・2条 目的、定義 第3条～6条 県、事業者、処理業者、土地所有者等の責務
第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保（第7条～第19条）	第7条 処分を委託する場合の確認等
第1節 事業者の義務	第8条 産業廃棄物の保管場所に係る届出 第9条～第12条 県内搬入に係る届出等
第2節 土地所有者等の義務	第13条 所有地等の使用方法等の確認 第14条 不適正な処理が行われた場合の措置 第15条 生活環境保全上の支障の除去等への協力
第3節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮	第16条 産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等 第17条 産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取
第4節 産業廃棄物処理状況等の透明化	第18条 産業廃棄物処理状況等の報告等 第19条 行政処分等の公表
第3章 PCB 廃棄物の適正な管理（第20条～第22条）	第20条 PCB 廃棄物の紛失時の措置等 第21条 PCB 廃棄物の事故時の措置等 第22条 PCB 廃棄物の紛失時等の届出等
第4章 雑則（第23・第24条）	第23条～第24条 報告の徴収、立入検査等
第5章 罰則（第25条～第28条）	第25条【20万円以下の罰金】PCB 廃棄物の紛失時等の届出義務違反 第26条【10万円以下の罰金】 ・産業廃棄物保管場所の届出義務違反 ・産業廃棄物処理状況の虚偽報告 ・報告徴収、立入検査拒否、妨害等 第27条【科料】産業廃棄物保管場所の変更届出義務違反 第28条【両罰】第25条、第26条の罰則については、違反等行為者だけでなく、法人等にも同額の罰金

### お問い合わせ・ご相談先

<b>三重県環境森林部廃棄物対策室</b> TEL059-224-3310/2475 〒514 8570 津市広明町 13	<b>届出等を行う地域機関</b>		
	桑名 0594-24-3624	四日市 059-352-0593	鈴鹿 059-382-8675
	津 059-223-5083	松阪 0598-50-0530	伊勢 0596-27-5405
	伊賀 0595-24-8078	尾鷲 0597-23-3469	熊野 0597-89-6917

この条例及び施行規則は、三重県庁環境森林部のホームページ「三重の環境と森林」<http://www.eco.pref.mie.jp/>の「条例と要綱」に掲載されています。

## 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の運用上の課題等

区 分		現 状	運用上の課題等	改正の方向性
産業廃棄物を処理する施設の設置に係る配慮等	産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成手続の見直し(第16条)	<p>現行条例では、産業廃棄物処理施設を設置する際の地域住民との合意形成のあり方について、「知事は、(中略)その計画段階から地域住民との合意を図りながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする」と規定し、地域住民の同意取得、関係機関との事前協議等の具体的な手続きを「三重県産業廃棄物処理指導要綱」で定めています。</p> <p>年間20件程度(うち、同意取得手続は年間5件程度)の処理施設の設置又は変更について、条例第16条及び指導要綱に基づく手続きがなされており、計画段階から合意形成が図られています。</p>	<p>現行条例では、処理施設設置者に同意取得や事前協議の実施など義務を課し権利を制限する規定を、条例本則ではなく要綱に委任する形で定め、また同意の取得を、合意形成を図るための唯一の方法として定めていることにより、土地利用等の可否に係る判断権を地域住民に与えていることから、地方自治法上の規定に抵触する可能性が指摘されています。</p> <p>また、処理施設設置者が地域住民に事業計画を周知する方法を設置者に委ねているため、地域住民にとって十分な周知がなされていない可能性があります。</p> <p>&lt;地方自治法 抜粋&gt; 第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法上の課題を解消するため、義務を課し権利を制限する規定を要綱に委任している形を改めるとともに、合意形成を図る方法を見直します。</li> <li>地域住民に事業計画を周知する具体的な方法を規定します。</li> </ul>
優良な産業廃棄物処理業者の育成	処分を委託する場合の確認等の緩和(第7条) 県内搬入に係る届出等の緩和(第9条～第12条) 優良認定処理業者の優先活用(新規)	<p>平成22年の廃棄物処理法の改正により、通常の許可基準よりも厳しい基準を満たしている産業廃棄物処理業者を「優良認定処理業者」として認定する制度が創設されました。また、同改正により、排出事業者に対し、委託先の処理状況の現地確認等の努力規定も設けられましたが、優良認定処理業者に委託する場合は、現地確認の省略を可能とする旨の運用通知(平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号・環廃産発第110204002号)が国から発出されています。</p> <p>こうした中、現行条例では、排出事業者に対し、1年に1度、委託先の処理能力を現地確認することを義務付けています。また、県外の排出事業者が県内処理業者に一定量以上の産業廃棄物の処分を委託するときは、県への届出を課しています。</p>	<p>本県では優良認定の有無にかかわらず、条例の規制を一律に適用していますが、産業廃棄物の適正処理をより一層確保していくうえでは、優良な処理業者の育成や活用を促進する仕組みが必要です。</p> <p>&lt;三重県の優良認定の状況(平成29年度末時点)&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>優良認定件数:317件</li> <li>優良認定率(優良認定件数/許可件数):約5.7%</li> </ul> </p> <p>&lt;三重県廃棄物処理計画の目標&gt;  <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末における優良認定件数:420件</li> </ul> </p>	<p>県内処理業者の優良化を促進するため、排出事業者が優良認定処理業者に処分を委託する場合の現地確認や、県外の排出事業者が県内の優良認定処理業者に処分を委託する場合の届出を省略可能とする規定を追加するなど、処理業者に優良認定取得へのインセンティブを与える規定を追加します。</p>
建設系廃棄物の適正処理に係る配慮義務等	建設系廃棄物の適正処理に係る配慮義務(新規) 土地所有者等の責務の見直し(第6条、第13～15条)	<p>廃棄物処理法の累次の改正や現行条例の制定により、排出事業者責任の徹底、不法投棄対策の徹底、再生利用の促進等を図ってきたところですが、近年においても不法投棄等の不適正な処理が発生しています。</p> <p>本県における不法投棄の発生件数・発生量は近年増加傾向にあり、特に建設系廃棄物の割合が高く、最近5年間では発生件数で約71%、発生量で約99%を占めています。</p>	<p>不適正処理の要因としては、排出事業者や処理業者の法令遵守意識の欠如のほか、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仲介業者、下請業者、孫請業者など重層的な下請構造がある建設工事(解体工事)における元請業者の排出事業者責任の希薄化</li> <li>適正な廃棄物処理に要する費用負担に対する発注者の意識不足</li> <li>土地所有者等の不適切な関与(責任の希薄化)</li> </ul> <p>などが挙げられ、現行の法律や条例の規定では十分に対応することができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事(解体工事)における元請業者の排出事業者責任の徹底や、発注者の廃棄物処理に対する意識向上を図るための規定を追加することを検討します。</li> <li>土地所有者等の管理責任のあり方を検討し、責務・義務規定の強化を検討します。</li> </ul>

区分	現 状	現 状	運用上の課題等	改正の方向性
その他 【参考】	行政処分等の公表対象の見直しと公表期間の明確化(第19条)	<p>排出事業者は、その事業活動によって生じた産業廃棄物の処理を他人に委託する場合においても、最終的に処分されるまでその責任を負うことから、処理業者の行政処分の情報を迅速かつ広く公表しています。また、排出事業者責任の徹底を図るため、不適正な処理を行った排出事業者の行政処分の情報についても公表しています。</p> <p>なお、条例施行後、行政処分の情報は条例第19条に基づき、すべて公表しています。</p> <p>&lt;参考&gt; 環境省の「行政処分の指針について(平成30年3月30日付け環循規発第18033028号)」では、「処理業者や無許可業者に対し行政処分を行った旨の情報は、排出事業者に対する情報提供を目的として、特段の法令上の根拠がなくとも公表することが可能である。」とされているところですが、本県では条例に行政処分情報の公表に係る根拠規定を設け、積極的に公表を行っているものです。</p>	<p>条例施行後、廃棄物処理法やPCB特別措置法の改正に伴い新たな行政処分が規定されたことなどから、公表対象の見直しが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高濃度PCB廃棄物に係る改善命令</li> <li>・有害使用済機器保管等業者に係る改善命令、措置命令</li> <li>・許可を取り消された廃棄物処理業者等に係る措置命令</li> <li>・廃棄物処理センターに係る監督命令</li> </ul> <p>また、条例第19条に基づく行政処分等の公表については、報道資料提供を行うとともに県のホームページに5年間掲載する運用を行っていますが、公表期間等についての考え方を整理し、明確化する必要があります。</p> <p>※履行されていない改善命令、措置命令については5年間経過後も引き続き県のホームページに掲載しています。</p>	<p>公表対象の見直しを行うとともに、行政処分等に応じた公表期間等の考え方を整理し、明確化することを検討します(規則又は要領等で規定する予定)。</p>
	産業廃棄物の処理状況の報告等の報告方法の見直し(第18条)	<p>条例第18条第1項に基づく産業廃棄物の処理状況の報告等については、毎年度4,000件程度の報告があり、報告内容については、廃棄物・リサイクル課又は各地域機関において閲覧に供しています。また、未報告者については条例第18条第3項に基づきホームページで公表しています。</p>	<p>条例第18条第1項に基づく産業廃棄物の処理状況の報告等については、規則で様式を定めており、産業廃棄物処理業者は、マニフェスト情報等をもとに同様式に実績を入力し、県に報告しています。</p> <p>近年、普及が進んできた電子マニフェストによる処理状況については、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムから一覧を出力することができますが、条例では規則で定める様式での報告方法のみを規定していることから、電子マニフェストシステムから出力した電子マニフェストデータから条例様式による報告書を作成することが必要となるため、産業廃棄物処理業者の負担となっています。</p>	<p>産業廃棄物処理業者の負担を軽減するため、電子マニフェストシステムから出力されるデータを活用できるよう規則改正を行います。</p>

## 合意形成のあり方に関する検討の背景及び改正の目的

### 1. 本県における同意制度制定の背景及び経緯について

現在、本県においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく産業廃棄物処理業に用いる産業廃棄物を処理する施設（以下「処理施設」という。）の設置に当たり、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」という。）の委任を受けた「三重県産業廃棄物処理指導要綱」（以下「指導要綱」という。）により事前手続を定め、処理施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）に対して地域住民の同意を求めています。

同意制度については、当時頻発していた処理施設の設置に伴う紛争に対して、地域住民の不安感・不信感を払拭し紛争の予防を図るとともに、地域の実情に応じたより良い施設とすることで地域の生活環境を保全することを目的として、昭和63年に定めた指導要綱において規定しました。同意制度の導入以降は、処理施設の廃止に繋がるような地域住民による大きな反対運動は発生していないなど、地域住民との合意形成を図る方法として一定の効果を挙げてきたと言えます。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により自治体の条例制定権が拡大するとともに、併せて地方自治法の一部改正が行われ、改正後の同法第14条第2項で「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」とされました。これを受け本県では、平成13年3月に「三重県生活環境の保全に関する条例」（以下「生環条例」という。）を制定し、同条例第94条に処理施設の設置に係る配慮規定「知事は、産業廃棄物を処理する施設の設置について、その計画段階から地域住民の合意を図ることに努めながら進めることを基本として、必要な事項を別に定めるものとする。」を定め、本県の環境行政への取組の基本姿勢を示すとともに、必要な事項については当時の指導要綱を一部改正し本県の告示として運用してきました。

平成20年10月には産業廃棄物にかかる新たな諸課題に対応するため産廃条例を制定しましたが、本県の環境行政の基本姿勢を定めた当該規定は産廃条例にそのまま移行させ、同意制度を引き続き運用する規制体系を維持してきました。

### 2. 本県における運用と課題について

こうした経緯により、本県の同意取得手続は指導要綱の具体的な規定に基づき行われているものの、産廃条例第16条を根拠に行政指導ではなく法的義務として同意を求める運用を行っています。

上述のとおり、本県の同意取得手続は法的義務として同意を求める運用を行っているものの、そもそも条例本則に事前手続の目的・内容・程度を定めていないこと

は地方自治法第14条第2項に抵触する可能性を、また、合意形成を図る唯一の手段として設置者に強度に同意を求めていることは財産権の侵害にあたるとして、地方自治法第14条第1項の規定に抵触する可能性があるとの指摘を受けています。

また、指導要綱では、設置者が地域住民に事業計画を周知する方法を設置者に委ねており、地域住民にとって十分な周知がなされていない可能性があります。

加えて、平成27年4月に施行された改正行政手続法では、法律の要件に適合しない行政指導に対して中止等を求める制度が新たに導入されるなど、違法な行政指導に対する規制が強化されており、本県における合意形成手続の課題を解消し透明性を向上させる必要があります。

【課題1】・・・地方自治法上の問題

【課題2】・・・事業計画の周知

### 3. 改正の方向性及び目的について

合意形成手続の課題を解消し透明性を向上させるには、合意形成手続の位置づけを明確化すること、具体的には合意形成にかかる規定を条例本則に定めることが必要ですが、本県における課題を踏まえると、指導要綱の合意形成手続を単純に条例本則に規定したとしても課題の解消には繋がりません。

こうしたことから、課題を解消し合意形成手続を公明正大な条例本則に基づく行為に転換するために、次の改正を検討したいと考えています。

#### 【課題1の解消】

地方自治法上の課題を解消するため、義務を課し権利を制限する規定を指導要綱に委任している形及び合意形成を図る方法を見直すこと。

具体的には、指導要綱に合意形成を図る手段として位置付けていた同意制度を基本とする“個別的合意形成手続”を整理し、かつ、施設の稼働に伴う生活環境保全上の支障のおそれに関し設置者と地域住民がコミュニケーションを図りながら相互理解を促進する手続きである“集団的合意形成手続”について合意形成を図る方法として新たに定め、これらの規定を条例本則に規定すること。

#### 【課題2の解消】

地域住民に対して設置者が行う事業計画を周知する具体的な方法を規定すること。

こうした改正により、設置者及び地域住民にとって合意形成手続の透明性が向上し、併せて、新たな手続きにより、設置者と地域住民の合意のもと生活環境に十分配慮した施設が設置され産業廃棄物の適正処理の推進に寄与することが期待できると考えています。

## 合意形成のあり方に関する論点と考え方

## 【論点一覧】

## 1. 具体的な改正事項について

## (1) 合意形成を図る方法の追加について

- ・ 指導要綱に合意形成を図る方法として位置付けていた同意制度を基本とする手続きである“個別的合意形成手続”を整理し、かつ、施設の設置に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障に関し設置者と地域住民がコミュニケーションを図りながら相互理解を促進する手続きである“集团的合意形成手続”を合意形成を図る方法として新たに定めてはどうか。・・・P 2

## (2) 事業計画の周知の強化について

- ・ 設置者に事業計画の周知を図る具体的な方法を義務付けるとともに、説明会の開催を義務付けてはどうか。・・・P 3

## (3) 合意形成を図る方法の義務付けについて

- ・ 新たな計画地で事業を開始する設置者等については集团的合意形成手続を実施することを義務付けてはどうか。・・・P 5

## (4) 合意形成の対象者について

- ・ 個別的合意形成手続、集团的合意形成手続の対象者はどうするのか。・・・P 6

## (5) 合意形成の判断について

- ・ 集团的合意形成の最終判断をするに際して、第三者機関への照会規定を設けてはどうか。・・・P 7

## (6) 県の関与について

- ・ 各段階における県の関与はどうあるべきか。・・・P 8

## (7) 条例の実効性の確保について

- ・ 条例手続を行わない者への勧告、公表等に加え、廃棄物処理法に定める許可要件の解釈規定を条例に規定し、条例の実効性を確保することは可能か。・・・P 9

## 2. その他、必要な事項

- ・ 産廃条例の構成、指導要綱の位置づけをどうするのか。・・・P 11
- ・ 設置者等への周知はどうするのか。・・・P 11
- ・ 現行手続を行っている者に対する経過措置をどうするのか。・・・P 11

## 1. 具体的な改正事項について

### (1) 合意形成を図る方法の追加について

指導要綱に合意形成を図る方法として位置付けていた同意制度を基本とする手続きである“個別的合意形成手続”を整理し、かつ、施設の設置に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障に関し設置者と地域住民がコミュニケーションを図りながら相互理解を促進する手続きである“集团的合意形成手続”を合意形成を図る方法として新たに定めてはどうか。

#### (考え方)

現行の制度では合意形成を図る唯一の方法として同意制度を位置付けており、地方自治法上の課題を指摘されているため、施設の設置に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障に関し設置者と地域住民がコミュニケーションを図りながら相互理解を促進する新たな合意形成手続を定めます。

一方、現行の同意制度については、昭和63年より継続して行っており、施設の稼働後に地域住民の反対運動等により施設が廃止に至った事例はありません。こうしたことから、同意制度のように個別に施設設置の意向を確認する方法については、本県の合意形成を図る方法として定着していると考えられます。また、事業を継続している既存の設置者については既に地域住民との一定の合意形成が図られているものと考えられ、こうした個別に意向を確認する方法については、今後も合意形成を図る有効な方法として期待できるものと考えています。

#### (検討案)

以下の①又は②の手続きを設置者に対して義務付ける。

- ①環境アセスメント制度に準じた手続きを行う方法による合意形成を図る方法（集团的合意形成手続）について、新たに合意形成を図る方法に位置づける。
- ②現行の同意制度に準じた個別に施設設置の意向を確認する方法を（個別的合意形成手続）として位置付ける。

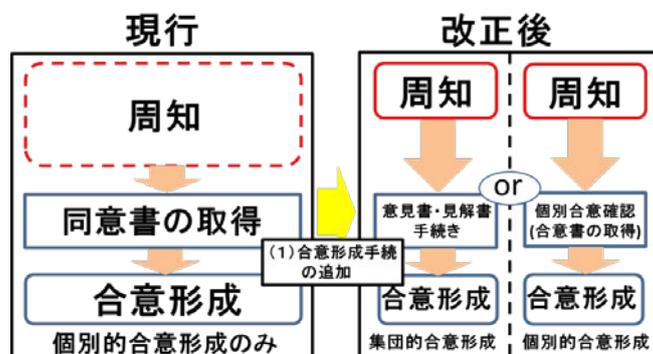


図 合意形成手続の追加

## (2) 事業計画の周知の強化について

設置者に事業計画の周知を図る具体的な方法を義務付けるとともに、説明会の開催を義務付けてはどうか。

### (考え方)

指導要綱では、同意取得に先立って、設置者による地域住民への事業計画の周知を求めています。しかし、その方法については設置者に委ねており、場合によっては十分な周知がなされていない可能性があります。

周知とは、事業の概要、生活環境への影響やその対策方法を根拠となる資料を用いて説明することであり、この事業計画の周知は合意形成の根幹となるものです。指導要綱においても周知規定を設けているものの、より一層の強化を図る必要があると考えています。

### (検討案)

- ①設置者には事業計画書の縦覧及び説明会の実施、また、縦覧及び説明会の実施に係る公告など周知を図る具体的な方法を義務付ける。
- ②集团的合意形成手続は、説明会から意見書・見解書手続を一体として行うことにより相互理解を醸成する環境アセスメント制度に準じた手続を行う方法であることから、集团的合意形成手続を行う者には説明会の開催を義務付ける。
- ③個別的合意形成手続を選択できる既存の設置者（1.（3）で整理）は、説明会の開催に代えて現行の指導要綱の同意取得時に実施されている個別の説明により事業計画の周知を図ることを可とする。

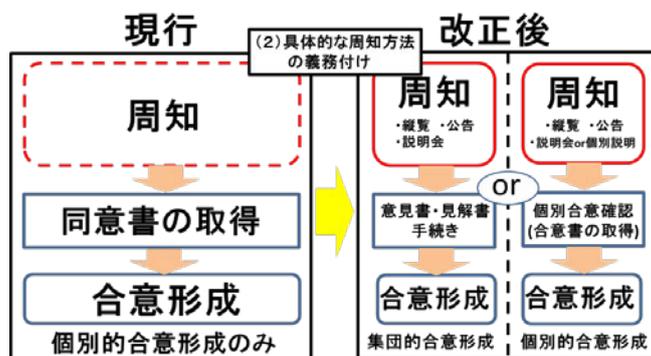


図 具体的な周知方法の義務付け

### <参考> 他県の状況

事前手続に係る条例を制定している三重県を除く14の道府県（北海道、岩手県、宮城県、茨城県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県、大分県）における、規定の状況は以下のとおり。

①縦覧（閲覧）規定の有無：事業者が実施する縦覧（閲覧）に係る規定を設けている自治体は、下表の左欄のとおり。

縦覧（閲覧）の規定あり	縦覧（閲覧）の規定なし
茨城県、長野県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、	北海道、岩手県、宮城県、静岡県、愛知県、福岡県、大分県

②説明会開催規定の有無：いずれの自治体においても、説明会の開催に係る規定が設けられている。岩手県、宮城県においては、個別の説明でも可としている。

### (3) 合意形成を図る方法の義務付けについて

新たな計画地で事業を開始する設置者等については集团的合意形成手続を実施することを義務付けてはどうか。

#### (考え方)

新たな計画地で事業を開始する設置者が合意形成を図るには、地元自治会や地域住民との関係を醸成することから開始する必要があるため、集团的合意形成手続で義務付ける環境アセスメントに準じた方法（説明会の開催や意見書と見解書のやり取り）を通じて十分なコミュニケーションを図る必要があります。

一方、既に継続して事業を行っている設置者が同じ土地で別の事業を開始する場合は、これまでその土地で事業を実施してきた中で地元との関係を醸成してきていることから、一定の要件を満たす場合に限り、その関係性の中で個別に施設設置の意向を確認する個別的合意形成手続を選択することができることとします。

#### (検討案)

- ①新たな計画地で事業を開始する設置者については、集团的合意形成手続を義務付ける。
- ②既に継続して事業を行っている土地で別の事業を開始する設置者については、集团的合意形成手続又は個別的合意形成手続（一定の要件を満たす場合に限り。）を選択して実施する。
- ③一定の要件を満たす場合とは、合意形成の対象者の範囲が変わらない場合とする（1.（4）を参照）。

#### (4) 合意形成の対象者について

個別的合意形成手続、集団的合意形成手続の対象者はどうするのか。

##### (考え方)

現行の同意制度では、設置する施設に応じて、事業計画地の隣接地所有者、周辺居住者等、水利権者等を合意形成の対象としています。現行の同意制度は一定の効果が確認されていること、また、両手続ともに目的は同一であり、周辺地域の合意形成の度合いは両手続で同程度であることを想定するものであり、原則として両手続の対象者は同一とすべきと考えています。

##### (検討案)

- ① 現行の同意制度の現在までの運用実績にかんがみ改正条例における合意形成手続の対象者は現行と同様とする。
- ② 個別的合意形成手続と集団的合意形成手続の対象者は同一とする。
- ③ 説明会を実施する際には、対象者が所属する自治会等関係者の出席については排除しないよう努める必要がある。

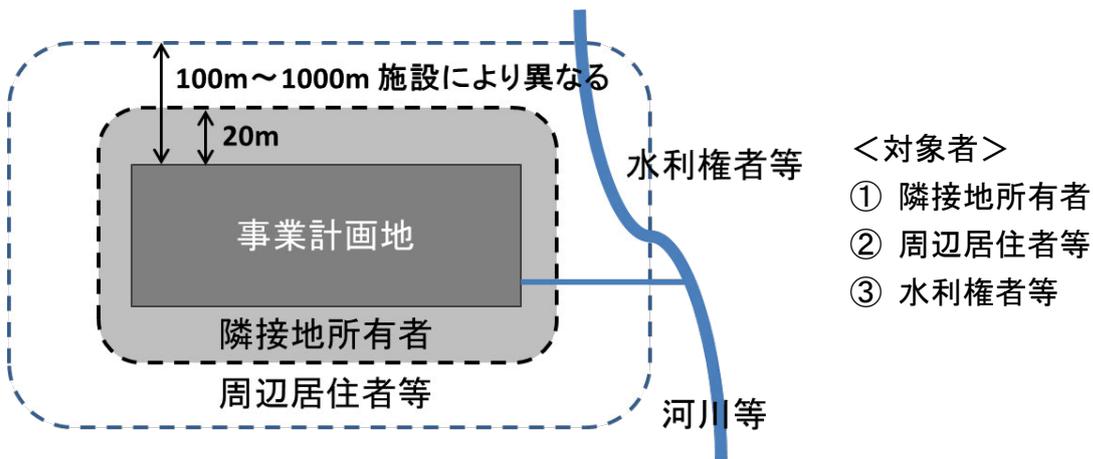


図 合意形成手続の対象者

## (5) 合意形成の判断について

集団的合意形成の最終判断をするに際して、第三者機関への照会規定を設け  
ではどうか。

### (考え方)

合意形成とは、「施設の設置に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障  
に関して、その計画段階から一連の手続き等を行うことにより設置者と地域住  
民に当該事項に関しての相互理解が醸成されること」です。一連の手続きを終  
了する判断については本県が行う必要があり、判断にあたっては許可権者であ  
る本県以外の第三者の意見を踏まえたうえで判断することができる規定が必要  
と考えています。なお、個別的合意形成手続における合意形成の最終判断につ  
いては、原則として現行の同意取得割合で判断します。

現行の同意取得割合

隣接地所有者	全員
周辺居住者等	総数の 4/5 以上
水利権者等	全員

### (検討案)

生活環境保全上の支障及びその対策等について、第三者機関に諮問（意見照  
会）できる制度を設ける。

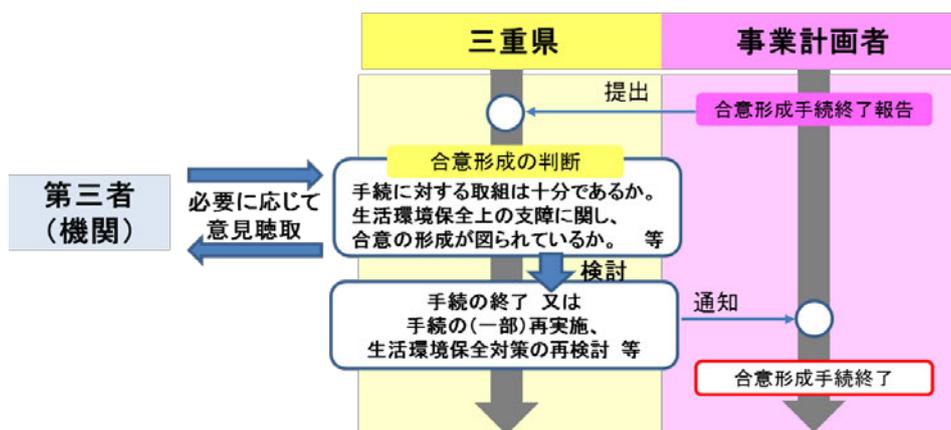


図 合意形成の判断フロー

### <参考> 他県の状況

上記14の道府県における規定の有無は以下のとおり。

第三者への照会規定の有無：事前手続時に第三者への照会に係る規定を設けている自治体  
は、下表の左欄のとおり。

第三者への照会規定あり	第三者への照会規定なし
岩手県、岐阜県、京都府、大阪府、鳥取県、 福岡県	北海道、宮城県、茨城県、長野県、静岡県、 愛知県、兵庫県、大分県

## (6) 県の関与について

各段階における県の関与はどうあるべきか。

### (考え方)

合意形成は一義的には設置者と地域住民の問題ですが、現在においても産業廃棄物処理施設への忌避感が払しょくされていない状況をかんがみると、許可権者である本県が合意形成を図る手続きに一定関与することで、手続きの透明性を向上させ、設置者と地域住民の相互理解を促進する必要があります。少なくとも現在の指導要綱における本県の役割が後退しない制度とすべきと考えています。

### (検討案)

具体的には、新たな本県の関与として次の事項が考えられる。

- ①指導要綱では事業者によるその方法及び実施を委ねている事業計画の周知について、手続きの状況等を県のホームページに掲載するなど周知を行うこと。
- ②集団的合意形成手続について、手続きを終了する判断を県が行うこと。
- ③手続きの終了段階で県のホームページに掲載すること。

## (7) 条例の実効性の確保について

条例手続を行わない者への勧告、公表等に加え、廃棄物処理法に定める許可要件の解釈規定を条例に規定し、条例の実効性を確保することは可能か。

### (考え方)

条例手続を行わないまま、廃棄物処理法の施設設置許可申請や処理業許可申請を行う者に対して、条例の実効性を確保する方法が必要と考えています。

条例の実効性を確保するうえで、勧告、公表等の規定と併せて廃棄物処理法上の許可条件（欠格要件等）にかかる解釈規定を設ける必要性を検討していますが、条例にこうした規定を設けることは可能か検討する必要があると考えています。

### (検討案)

- ① 勧告、公表等の規定を設ける。
- ② 条例手続を行わないで廃棄物処理法の申請を行った者を欠格要件である「おそれ条項」該当者とする規定や「環境適正配慮」が行われていない者とする規定を設ける。

### <参考> 他県の状況

上記14の道府県における規定の有無は以下のとおり。

勧告、公表規定の有無：事前手続時に第三者への照会に係る規定を設けている自治体は、下表の左欄のとおり。

勧告、公表規定あり	勧告、公表規定なし
岩手県、宮城県、長野県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県、大分県	北海道、茨城県、愛知県、

上記14の道府県のうち、廃棄物処理法に定める許可要件の解釈規定を条例に規定する自治体は3自治体ある。

	廃棄物処理法の規定	その他許可の制限に係る規定
岐阜県	環境適正配慮	業許可への許可条件（条例手続終了通知を受ける旨）の付与
京都府	環境適正配慮、おそれ条項	—
鳥取県	環境適正配慮	業許可への許可条件（条例手続終了通知を受ける旨）の付与

## <参考>「おそれ条項」及び「環境適正配慮」について

(産業廃棄物処理業)

廃棄物処理法第 14 条第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 2 第 1 項、第 14 条の 4 第 1 項若しくは第 6 項、第 14 条の 5 第 1 項の業許可における要件は、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ、欠格要件に該当しない場合であり、施行通知において、その場合、「必ず許可をしなければならないものと解されており、法の定める要件に適合する場合においても、なお都道府県知事に対して、許可を与えるか否かについての裁量権を与えるものではないこと。※」とされている。

また、欠格要件の中で「法第 14 条第 5 項第 2 号イ及び第 10 項第 2 号並びに法第 14 条の 4 第 5 項第 2 号及び第 10 項第 2 号による法第 7 条第 5 項第 4 号トの規定（以下「おそれ条項」という。）は、施行通知の中で法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及び法第 14 条第 5 項第 2 号ロからへまでのいずれにも該当しないが、申請者の資質及び社会的信用の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想され、業務の適切な運営を期待できないことが明らかである者について、許可をしないとの趣旨であること。※」とされている。

※括弧内は「平成 30 年 3 月 30 日付環循規発第 18033029 号」を参照

(産業廃棄物処理施設)

廃棄物処理法第 15 条第 1 項、第 15 条の 2 の 6 第 1 項の施設許可における要件は、設置に関する計画が構造基準に適合していること、欠格要件に該当しないことに加え、「…第 15 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否か科学的な判断を生活環境の保全上の観点から審査すること※」とある。

また、「その際には、申請書や添付された生活環境影響調査書をもとに、環境基準の達成状況など地域の生活環境に係る実情に配慮すること。生活環境の保全に適正な配慮が行われているかどうかについては、個々の施設ごとの判断となるが、例えば、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）等公害防止関係法令による基準が定められている項目についてはく少なくとも当該基準を満たす数値となっていることが必要であること。また、その運用に当たっては環境保全部局と密接に連携を図りながら対処すること。※」とある。

※括弧内は「平成 10 年 5 月 7 日付衛環第 37 号」を参照

## 2. その他、必要な事項

### 産廃条例の構成、指導要綱の位置づけをどうするのか。

#### (考え方)

現行の条例第16条では「別に定める」とし、合意形成に係る手続きを含め一連の手続きを指導要綱に委任しています。現行の指導要綱では、合意形成以外の主な項目としては、建築基準法や消防法等の関係法令担当者による事前協議会の規定や施設設置許可を要さない施設にかかる使用前検査規定などがあります。こうした一連の「別に定める」規定の根拠を明確化し、手続きの透明性の向上を図る必要があります。

#### (検討案)

- ①合意形成を図る手続きについては、原則、条例本則に規定する。
- ②指導要綱に規定している合意形成以外の項目については、規定の改廃を整理し、行政指導との位置づけを明確化したうえで必要な規定について引き続き指導要綱に規定する。また、こうした規定は条例の委任を受けた「別に定める」手続きではないことを明確化する。

指導要綱の規定については、行政指導と位置づけ、行政指導に基づく手続きが行われな  
い場合は、廃棄物処理法の申請がなされた後に同様の内容の確認を事業者に求めること  
になる。

### 設置者等への周知はどうするのか。

#### (考え方)

改正条例の公布は、2020年4月を予定しており、施行は同年7月を予定しています。設置者等に対しては十分な周知が必要です。

#### (検討案)

改正の内容について、事前説明会の開催、周知文書の送付などを十分に行い設置者等へ周知徹底を図る。

### 現行手続を行っている者に対する経過措置をどうするのか。

#### (考え方)

改正条例が施行される2020年7月までに、既に現行の条例（指導要綱）の手続きを行っている者については、不利益とならないような経過措置が必要であると考えます。

#### (検討案)

現行の指導要綱の手続きを実施した（又は実施中の）者について改正後の条例の規定を適用せず（又は一部適用せず）、現在の手続きとする経過措置が考えられる。

目的、定義、責務、適用除外

§ 1~ § 5

§ 25

事業計画の策定

産業廃棄物適正処理推進条例 第16条

委任

産業廃棄物処理指導要綱

市町

協議・手続

市町の土地利用等に関する  
条例・要綱等に基づく協議・手続

§ 6

§ 8 § 9

隣接地所有者・  
周辺住民等

周知

(環境調査)  
事業計画周知計画書

提出

確認

周知実施結果報告書

提出

確認

同意書の様式作成

提出

確認

同意書（往復はがき）郵送  
同意書（返送）

計画地の用地取得

§ 11

事業計画書

提出

§ 10

§ 12

関係機関

指導等

事前協議会

指導等

指示事項通知

§ 13

協議及び調整

§ 14

事前協議結果の有効期限：2年

§ 16

指示事項調整済報告書提出

§ 15

事前協議終了通知

施設・業許可申請の制限

§ 17

§ 20

法対象施設

法対象外施設

生活環境影響調査

設置許可申請（法）

施設設置工事開始

施設完成

使用前検査（法）

処分業の許可申請等

施設設置工事開始

施設完成

使用前検査（要綱）

§ 18

検査結果通知

§ 19

条例手続に移行

法令等手続

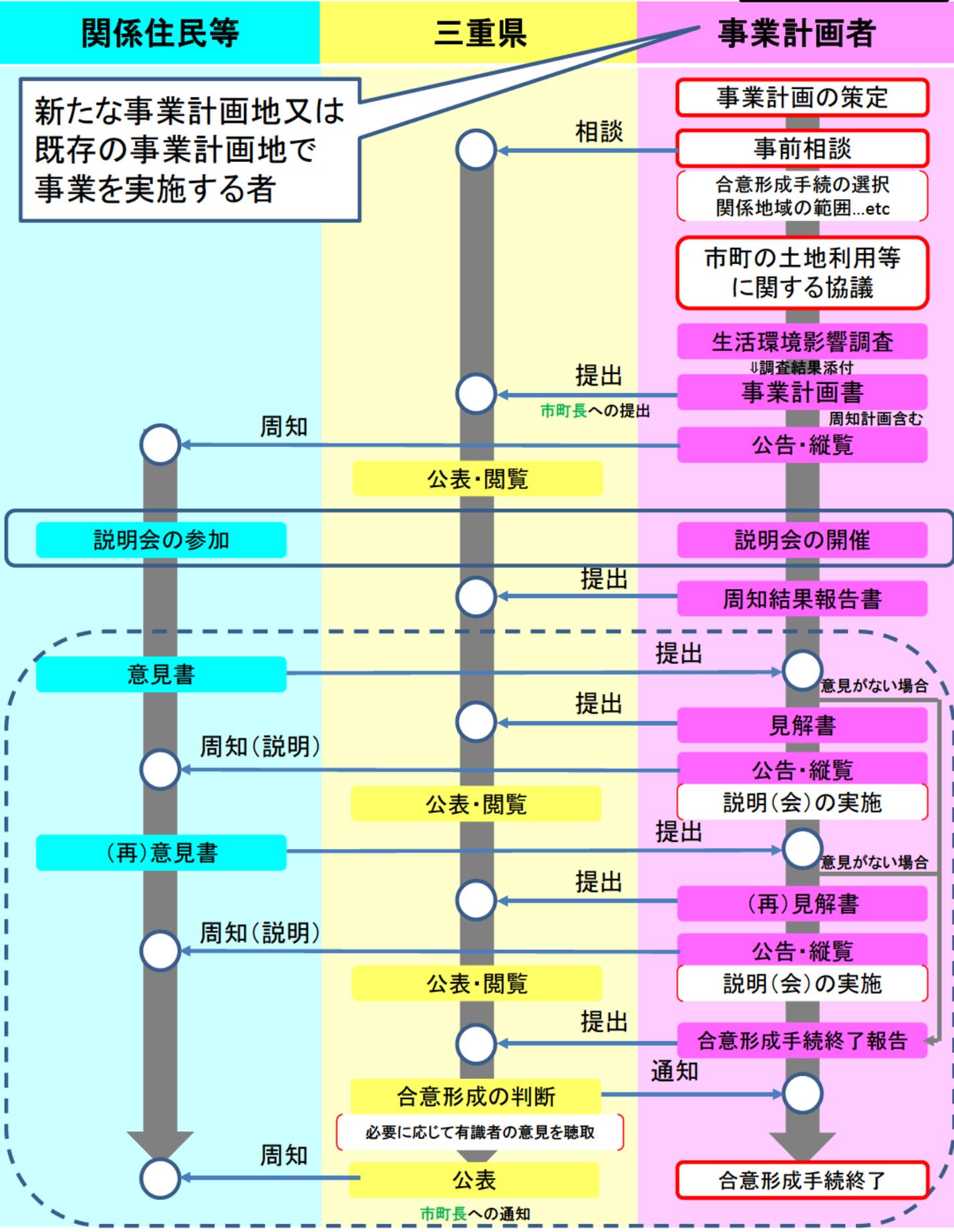
各地域防災総合事務所環境室等

その他

- 最終処分場の構造基準、維持管理基準
- 施設許可不要の  
・埋立処分終了届出（最終処分場）  
・廃止、休止、再開の届出
- 事故時の措置・報告が定められている。

§ 7

§ 21~ § 24





## 今後のスケジュール(案)

資料7

2019(平成31)年4月	関係団体への意見聴取
2019(平成31)年5月	第2回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 ○関係団体からの意見聴取結果 ○個別課題の論点整理 ・合意形成手続の見直し(第1回部会の議論を反映) ・優良な産業廃棄物処理業者の育成 ・建設系廃棄物の適正処理に係る配慮義務等 ・その他
2019(平成31)年5月～6月	第3回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 ○中間案のとりまとめ
2019(平成31)年7月	中間案パブリックコメント
2019(平成31)年9月	第4回三重県環境審議会産業廃棄物条例部会 ○パブリックコメント実施結果及び見解の整理 ○最終案のとりまとめ
2019(平成31)年11月	三重県環境審議会 ○最終案報告 ○答申
2020(平成32)年2月	県議会への議案提出
2020(平成32)年4月	改正条例の公布
2020(平成32)年7月以降	改正条例の施行

※網掛け部は、事務局にて実施